

奈良県告示第二百九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

薬水（ハ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を町道の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡大淀町大字薬水一三六八番 一号

〃 〃 一一九六番 二号及び三号

〃 〃 一一九四番二 四号及び五号